

陳 情 文 書 表

(令和6年2月19日)

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第57号(6.2.9) 王子公園再整備に都市計画決定手続の民主的なプロセスを求める陳情
陳情の要旨	1. 子どもの権利条約の精神に則り、こども基本法が昨年4月に施行された。そこには、子どもとその保護者の声を反映させるための施策を策定、実施することが地方公共団体の責務であることが明記されている。不十分なアンケート等だけでなく、子どもたち・保護者、地域住民を含む関係者の「あり方検討会」を直ちに設置し、都市計画決定手続の民主的なプロセスのあり方を検証し、地域住民との合意形成を大事にした再整備計画を再検討すること。
陳情者の住所及び氏名	神戸市灘区 堀口 清志
送付委員会	都市交通委員会

神戸市議会議長様

2024年2月9日

陳情者

住所 神戸市灘区

名前 堀口 清志

王子公園再整備に「都市計画決定手続」の民主的なプロセスを求める陳情

【陳情趣旨】

王子公園再整備計画で、都市計画法に都市住民みんなの意見を反映すべく「都市計画決定手続」という民主的なプロセスが定められています。都市計画法 第16条には「公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とあります。また、住民の「まちづくり権」は憲法第13条の幸福追求権から導き出される健康権、生活権、環境権、つまり人格権が具体化されたものです。私はこれまで一貫して市民参加の再整備計画を主張し、地域住民も含めた「あり方検討会」や「公聴会」の開催を求めてきました。しかし神戸市は、一方的な説明会や個別ヒアリング、パブリックコメントなどで市民意見は聞いたとして、反対の声や要望は計画案には全くと言っていいほど反映させてきませんでした。地域住民が求める「あり方検討会」を直ちに設置していただきたい。

昨年9月の議会で私は「王子公園再整備計画に子どもの権利条約を活かすことを求める陳情」をしました。その結果は「当局の説明を了」とし、不採択となりました。当局の説明というのは「子育て世帯を対象にしたアンケート調査を実施し、子どもや保護者の意見も聞きながら検討してきた」というものです。子どもやその保護者向けとしてのアンケートの内容や対象人数、その結果を皆さんはご存じだったのですか。私の陳情後に発表された基本計画(素案)の最後に「市民ヒアリング等の結果」の中でアンケートの対象(保護者のみ)と実施期間と実施方法の項目だけが掲載されました。また、ホームページに掲載された保護者向けアンケート結果の代表的な意見を読みましたが、それにも計画反対や切実な声が圧倒的多数でした。中には「アンケート内容がかなり偏っている」とする指摘もあったことは、アンケート内容そのものにも問題があったことを疑わせるものです。「アンケートを実施した」ということだけで「了」としたのであれば、大へん疑問です。ぜひ行政へのチェック機能を果たしていただきたい。

よって、以下の事項について陳情します。

【陳情事項】

子どもの権利条約の精神に則り、こども基本法が昨年4月に施行されました。そこには、子どもとその保護者の声を反映させるための施策を策定、実施することが地方公共団体の責務であることが明記されています。不十分なアンケート等だけでなく、子どもたち・保護者、地域住民を含む関係者の「あり方検討会」を直ちに設置し、「都市計画決定手続」の民主的なプロセスのあり方を検証され、地域住民との合意形成を大事にした再整備計画を再検討していただきたい。

王子公園再整備に都市計画決定手続の民主的なプロセスを求める陳情

陳情第57号

都市局

陳 情 要 旨 等	
陳情者	神戸市灘区 堀口 清志
陳情要旨	1. 子どもの権利条約の精神に則り、こども基本法が昨年4月に施行された。そこには、子どもとその保護者の声を反映させるための施策を策定、実施することが地方公共団体の責務であることが明記されている。不十分なアンケート等だけでなく、子どもたち・保護者、地域住民を含む関係者の「あり方検討会」を直ちに設置し、都市計画決定手続の民主的なプロセスのあり方を検証し、地域住民との合意形成を大事にした再整備計画を再検討すること。
陳 情 に 対 す る 神 戸 市 の 考 え 方	
<p>王子公園再整備にあたっては、基本方針（当初素案）の発表（令和3年12月）以来、市民や議会の意見を踏まえた素案の見直しを行うとともに、子どもや子育て世代を含め幅広い市民を対象として意見交換会やアンケートを実施するなど、丁寧な説明や意見聴取を重ね検討を進めてきました。</p> <p>基本計画の策定にあっても、子育て世代を対象にした、市ホームページでの意見募集や王子動物園内でのアンケート調査を実施するなど、施設を利用する子どもやその保護者の意見も聞きながら検討を進め、「子どもたちの学びや成長の場として利用できる誰もが気軽に憩いくつろげる空間の創出」といった理念・コンセプトを掲げています。この理念等に基づき、スポーツゾーンには、多目的広場の整備やみんなの広場を整備するとともに、スタジアムでは、部活動などにも利用できる一般開放の時間帯を設けます。また、緑の広場やシンボルプロムナードには、ベビーカーにも配慮しながら、大芝生広場や親水空間、イベントスペースなど、魅力的な空間を創出します。これらにより、多くの子どもたちが一年を通じて安全・安心に利用できる、一般に開放された空間を拡大します。</p> <p>また、都市計画に関する手続きについては、都市計画法及び市条例に定められており、神戸市が開催する説明会は法第16条に定める住民の意見を反映させるために必要な措置として実施しているものです。</p> <p>これらの規定に基づき、住民の意見を聴取する場として、昨年10月には「王子公園再整備に関連する都市計画の説明会」を開催するなど、適正な都市計画手続きを行ったところです。</p> <p>このように、これまでも子どもを含めた関係者の意見に向き合ってきたところであり、別途「あり方検討会」のような体制を設ける予定はありません。</p> <p>今後も引き続き、基本計画に基づき検討を進め、適宜、施設整備等に関する情報を発信していくとともに、様々な機会を通じて市民の意見等を伺いながら事業を進めていきます。</p>	